

第 1 0 号議案

東大和市高齢者住宅条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 2 月 2 1 日

提出者

東大和市長 尾崎 保夫

東大和市高齢者住宅条例の一部を改正する条例

東大和市高齢者住宅条例（平成９年条例第２９号）の一部を次のように改正する。

第１２条第１項中「資格を有する連帯保証人の連署する」を削り、同項ただし書を削る。

第３８条第３項中「年５パーセントの割合」を「法定利率」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和２年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の東大和市高齢者住宅条例（以下「新条例」という。）第１２条第１項の規定は、施行日以後に同条第３項の規定による使用許可を受ける者から適用する。
- 3 施行日前に提出された請書のうち、新条例第１２条第３項の規定による使用許可に係るものについては、同条第１項の規定により提出された請書とみなす。
- 4 新条例第３８条第３項の規定は、施行日以後に到来した支払期に係る利息について適用し、施行日前に到来した支払期に係る利息については、なお従前の例による。